

長野県 『プラス補助金』 はじめました。

事業の再構築に挑戦する県内中小企業の皆様へ

再構築
+プラス

生産性向上を目指す県内中小企業の皆様へ

もの補助
+プラス

持続化
+プラス



長野県産業労働部

長野県では、【中小企業経営構造転換促進事業】（令和2年度補正予算・令和3年度当初予算）により、経済産業省の「中小企業等事業再構築促進事業」（中小企業：通常枠・卒業枠）に上乗せ補助を行っています。
詳細は、長野県 産業・雇用 総合サポートセンター（各地域振興局 商工観光課）へお問合せください。



ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための 企業の思い切った事業再構築を支援 （中小企業等事業再構築促進事業）

対象

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して**10%以上減少**している中小企業等。
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均**3.0%(一部5.0%)以上増加**、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均**3.0%(一部5.0%)以上増加**の達成。

中小企業

通常枠 補助額 **100万円～6,000万円** 補助率 **2/3**

卒業枠* 補助額 **6,000万円超～1億円** 補助率 **2/3**

*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。



県が上乗せ補助（2/3 → 最大8/10）
通常枠 上限500万円
卒業枠 定額1,000万円

中堅企業

通常枠 補助額 **100万円～8,000万円**
補助率 **1/2（4,000万円超は1/3）**

グローバルV字回復枠** 補助額 **8,000万円超～1億円** 補助率 **1/2**

**グローバルV字回復枠：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①申請前の直前6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、**15%以上減少**している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均**5.0%以上増加**を達成すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。

緊急事態宣言特別枠

上記1.～3.の要件に加え、令和3年の国による緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で**30%以上減少**していること。

補助額 従業員数 **5人以下** : **100万円～500万円**
従業員数 **6～20人** : **100万円～1,000万円**
従業員数 **21人以上** : **100万円～1,500万円**

令和2年度3次補正予算

3月26日（金）公募開始しました（4月15日（木）申請受付開始）

※詳細は事業再構築指針や公募要領をご確認ください。



長野県産業労働部 経営・創業支援課

※本チラシは、長野県が加筆しております。

※県の上乗せ補助（中小企業経営構造転換促進事業）は、県産業・雇用 総合サポートセンターにお問合せください。

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

➡飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

飲食業

居酒屋経営

➡オンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

飲食業

レストラン経営

➡店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施。

飲食業

弁当販売

➡新規に高齢者向けの食事宅配事業を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。

小売業

衣服販売業

➡衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

小売業

ガソリン販売

➡新規にフィットネスジムの運営を開始。地域の健康増進ニーズに対応。

サービス業

ヨガ教室

➡室内での密を回避するため、新たにオンライン形式でのヨガ教室の運営を開始。

サービス業

高齢者向けデイサービス

➡一部事業を他社に譲渡。病院向けの給食、事務等の受託サービスを新規に開始。

製造業

半導体製造装置部品製造

➡半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始。

運輸業

タクシー事業

➡新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始。

製造業

航空機部品製造

➡ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

製造業

伝統工芸品製造

➡百貨店などでの売上が激減。ECサイト（オンライン）での販売を開始。

食品製造業

和菓子製造・販売

➡和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品の製造・販売を開始。

建設業

土木造成・造園

➡自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入。

情報処理業

画像処理サービス

➡映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始。

補助対象経費の例

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等

【注】補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

長野県の上乗せ補助は、経済産業省の「中小企業等事業再構築促進事業」（中小企業：通常枠・卒業枠）の交付決定を受けた事業者が対象となります。

※詳細は、以下のページをご確認ください。【中小企業経営構造転換促進事業（長野県）】

➡ <https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona/kouzou-tenkan.html>

※「認定経営革新等支援機関」は、以下の中小企業庁HPをご覧ください。

➡ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>

事業再構築補助金の
詳細はこちら
（経済産業省HP）



長野県では、【中小企業経営構造転換促進事業】（令和2年度補正予算・令和3年度当初予算）により、経済産業省の「中小企業生産性革命推進事業」（IT導入補助金除く）に上乗せ補助を行っています。
詳細は、長野県 産業・雇用 総合サポートセンター（各地域振興局 商工観光課）へお問合せください。



新型コロナウイルスの影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら 生産性の向上を図る企業を応援します （中小企業生産性革命推進事業）

感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、
テレワーク等に対応したITツールの導入等を支援します！

ものづくり・商業・サービス補助金

通常枠 補助上限 1,000万円 補助率 1/2（小規模 2/3）

低感染リスク型ビジネス枠* 補助上限 1,000万円 補助率 2/3

* 対人接触機会の減少に資する製品開発や設備投資、システム構築等。



小規模事業者持続化補助金

県が上乗せ補助 2/3 → 8/10

通常枠 補助上限 50万円 補助率 2/3

低感染リスク型ビジネス枠* 補助上限 100万円 補助率 3/4

* ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援。
補助金総額の1/4以内（最大25万円）を感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費等）に充てることができる（※）。

※ 緊急事態宣言の再発令に伴い特別措置を講じます。

緊急事態宣言の再発令によって令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が
対前年又は前々年の同月比で30%以上減少している場合

➡感染防止対策費を補助金総額の1/2以内（最大50万円）に引き上げ。



県が上乗せ補助 3/4 → 9/10

IT導入補助金

通常枠 補助上限 450万円 補助率 1/2

低感染リスク型ビジネス枠* 補助上限 450万円（※） 補助率 2/3

※テレワーク対応類型は150万円

* 複数の業務プロセス（販売管理と労務など）を非対面化し、一層の生産性向上を図る
ITツールの導入や、テレワーク環境の整備に寄与するクラウド型のITツールの導入。

令和2年度3次補正予算において措置

（今後事業内容が変更等される場合があります。）



長野県産業労働部 経営・創業支援課

※ 本チラシは、長野県が加筆しております。

※ 県の上乗せ補助（中小企業経営構造転換促進事業）は、
県産業・雇用 総合サポートセンターにお問合せください。

中小企業生産性革命推進事業の活用イメージ

ものづくり補助金

通常枠

- ・複数形状の餃子を製造可能な**餃子全自動製造機**を開発。
- ・「食べられるクッキー生地のコーヒーカップ」の**製造機械**を新たに導入。

<ものづくり補助金事務局サポートセンター>

受付時間：10:00～17:00（土日祝日を除く）

電話番号：050-8880-4053

低感染リスク型ビジネス枠

- ・AI・IoT等の技術を活用した**遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発**（部品開発を含む）、**オンラインビジネスへの転換**。

持続化補助金

通常枠

- ・宿泊・飲食事業等を行う旅館にて、**外国語版Webサイトや営業ツール**を作成。
- ・飲食業がそば粉の前処理の安定化、時間短縮化を図るため、そば粉の製粉に使用する**機械を一新**。

<（独）中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業コールセンター>

受付時間：9:00～18:00（土日祝日除く）

電話番号：03-6837-5929

低感染リスク型ビジネス枠

- ・飲食業が、大部屋を個室にするための**間仕切りの設置**を行い、**予約制とするためのシステムを導入**。
- ・旅館業が宿泊者のみに提供していた料理を**テイクアウト可能にするための商品開発**を実施。

※感染リスクの低下に結び付かない取組や単なる周知・広報のためのHP作成等は通常枠のみで対象となる。

IT導入補助金

通常枠

- ・経理業務を効率化するため、インボイス制度に対応した**会計ソフトを導入**。
- ・労働基準に関する制度に対応した労務管理を効率的に行うため、**勤怠管理ツールを導入**。

<サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター>

受付時間：9:30～17:30（土日祝日を除く）

電話番号：0570-666-424

低感染リスク型ビジネス枠

- ・顧客対応や決済業務における顧客と従業員の間の接触機会を低減し、より効率的に実施できるような**「遠隔注文ツール」、「キャッシュレス決済ツール」、「会計管理ツール」の同時導入**。

※**ものづくり補助金と持続化補助金**は、**jGrants（電子申請システム）**での申請受付を予定しております。**GビズIDプライム**の発行には**2～3週間ほど時間がかかります**ので、補助金の申請をお考えの方は**事前のID取得**をお勧めします。<https://www.jgrants-portal.go.jp/>



中小企業生産性革命推進事業については、中小機構の生産性革命推進事業ポータルサイトをご覧ください。
<https://seisansei.smrj.go.jp/>





1 目的

本県経済において中心的な役割を果たしている中小企業の未来（ポストコロナ）に向けた事業再構築を支援し、リーディングカンパニーへの成長を促進するとともに、ニューノーマルに対応した低感染リスク型ビジネスへの取組など、持続可能な経営形態への転換を支援します。

2 国(経済産業省)の補助事業へ上乗せ

(1) 概要

国が令和2年度第3次補正予算で計上している「中小企業等事業再構築促進事業」及び「中小企業生産性革命推進事業」(IT導入補助金を除く)を拡充し、県による上乗せ補助を実施

(2) 補助要件

ア 信州未来リーディング企業育成事業

(中小企業等事業再構築促進事業にプラス補助)

「通常枠」補助上限額：6,500万円(国6,000万円、県500万円)

補助率：最大8/10(国2/3以内、県4/30以内)

「卒業枠」補助上限額：1億1,000万円(国1億円、県1,000万円)

補助率：最大7/9(国2/3以内、県定額)



イ 中小企業ニューノーマル対応支援事業

(中小企業生産性革命推進事業にプラス補助)

ものづくり・商業・サービス補助金(低感染リスク型ビジネス枠)

補助上限額：1,200万円(国1,000万円、県200万円)

補助率：8/10(国2/3以内、県4/30以内)

小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)

補助上限額：120万円(国100万円、県20万円)

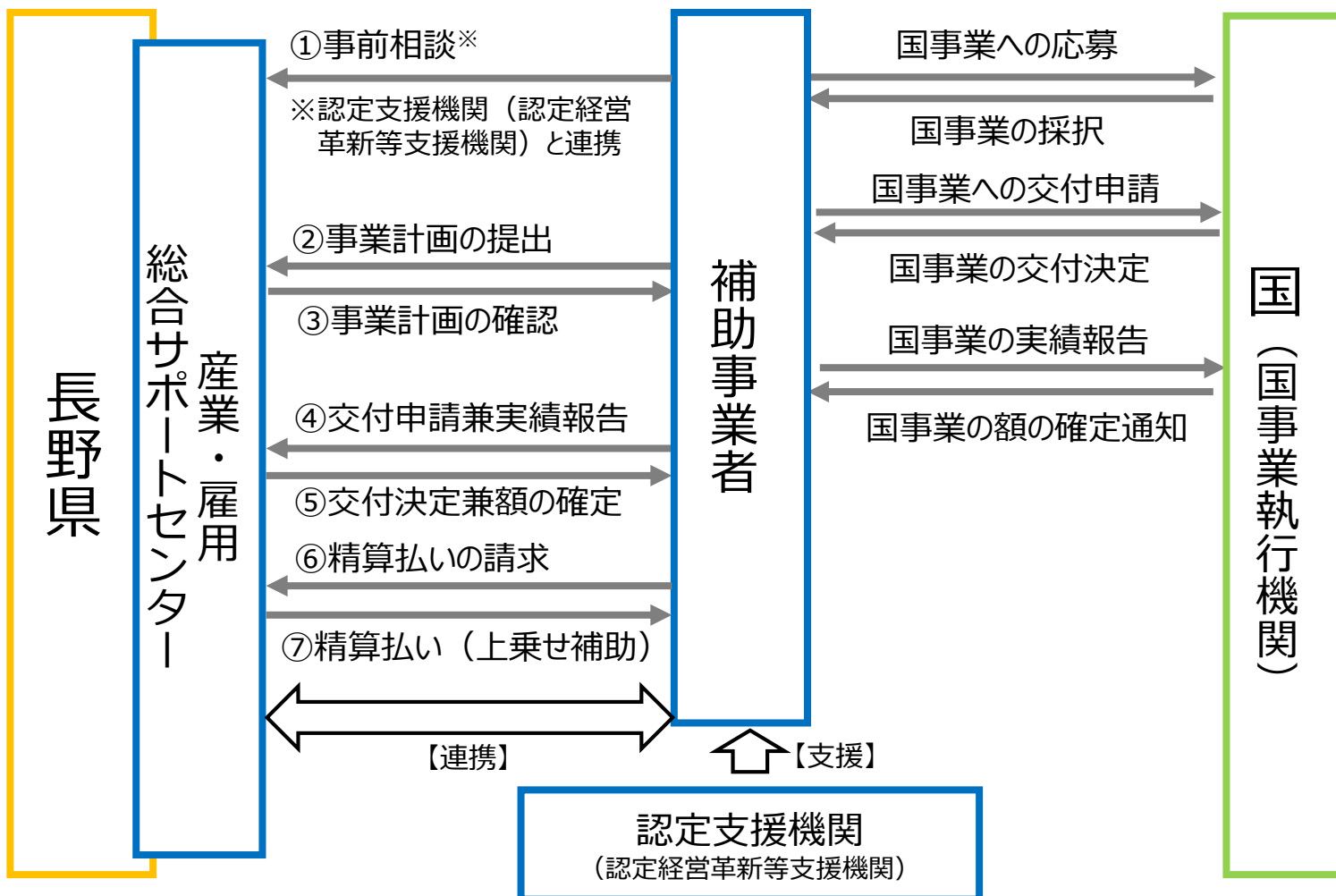
補助率：9/10(国3/4以内、県3/20以内)



プラス補助金の申請手続き

※申請書類等の詳細は、以下のページを参照

<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona/kouzou-tenkan.html>



補助金申請で知っておきたいこと

給付金と補助金の違い

給付金も補助金も、政策目的に基づいて、支給されるお金です。

給付金: 原則として一定の条件を満たしていれば給付

補助金: 審査を経て、事業を実施した後に交付(審査で落ちる場合あり)

よくあるお問合せ

持続化給付金 ⇒ 売上減少等の一定条件を満たしていれば給付

持続化補助金 ⇒ 申請条件を満たしたうえで、審査に通った場合のみ交付(正式名称:小規模事業者持続化補助金)

補助金申請のポイント

公募要領

公募要領には、補助金の応募に係る各種ルールが記載されています。公募要領は概ね以下の構成となっています。

※ 事業により公募要領の構成が大きく異なる場合があります

- ① 事業の目的
- ② 補助対象者
- ③ 補助対象事業
- ④ 補助対象経費
- ⑤ 補助の内容
- ⑥ 申請手続き (1) 受付期間 (2) 提出先等 (3) 提出資料
- ⑦ 採択審査(審査方法・審査基準等)
- ⑧ その他

審査のポイントの確認・反映に
おいて押さえておくべき項目

要件・補助対象等の確認に
おいて押さえておくべき項目

要件・補助対象等の確認

申請の前に、まずは申請するための要件(補助対象者や補助対象事業等)、制度の活用可否(経費が補助対象となるか、事業が期間内に終了するか等)を確認してください。

◆ 要件に合っているか

補助対象者の要件を満たすか、書類(申請書、事業計画書、証拠書類等)が提出可能か、等

例: 中小企業か、小規模事業者か、売上の〇%が減少となっているか、〇年度の確定申告書類 など

◆ 制度が活用可能か

補助対象経費は活用したいものが含まれているか、補助対象期間は実態に合っているか、等

例: 人件費は補助対象外、設備費が〇%以上、交付決定日から〇月〇日まで、〇月〇日以降に発生した経費含む など

審査ポイントの確認・反映

審査の基準を確認し、それに対する答えを記載してください。加点要素で満たすことができるものは積極的に記載しましょう。

◆ 記載要領や審査基準や加点要素を整理

様式に記載要領や審査基準の内容を転記すると書くべき内容が整理しやすい。

◆ サービス・製品や自社の強み、本事業で取り組みたいことを記入

例: 〇〇地域では初

◆ 審査基準や加点要素のそれぞれに答えに対応する内容を抜き出す

◆ 全ての審査要素・加点要素に答えているか

各要素が互いに矛盾していないかを確認する。

伝わる表現をすること

素晴らしい事業でも申請書類を通して伝わらなければ意味がありません。読み手の負担を減らしながら、伝えたいことが伝わる工夫を。

◆ 文言・表現を工夫する

見出しをつける、強調する、文字を大きくする、下線部をつける、色を変えるなど。

◆ 分量を考える

必要な情報を入れつつ、それが埋もれないように、コンパクトに。

◆ 専門用語は補足する

業界では当たり前の単語も業界外の審査員が書類を見る可能性を踏まえ、分かりやすい単語に置き換えたり、補足する。

◆ 視覚に訴える

図・写真・表・グラフなどを効果的に用いて、事業のイメージが湧きやすいようにする。電子申請で様式に入れるのが難しい場合は、添付資料として提出する。

◆ 客観性を持たせる

信憑性が伝わるよう数字を使って定量的に表現したり、需要者等の外部の意見を引用する。特に市場動向やニーズについては、外部の調査結果等を引用して、事業の有効性を説明する。

『長野県プラス補助金』のお問合せ

※ 受付時間は、窓口ごとに異なりますのでご注意ください。

長野県

窓 口	住 所	電 話
産業労働部 経営・創業支援課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692の2	026-235-7195

産業・雇用 総合サポートセンター

佐久地域振興局 商工観光課	〒385-8533 佐久市跡部65-1	0267-63-3157
上田地域振興局 商工観光課	〒386-8555 上田市材木町一丁目2番6号	0268-25-7140
諏訪地域振興局 商工観光課	〒392-8601 諏訪市上川一丁目1644番10号	0266-53-6000
上伊那地域振興局 商工観光課	〒396-8666 伊那市荒井3497	0265-76-6829
南信州地域振興局 商工観光課	〒395-0034 飯田市追手町二丁目678番	0265-53-0431
木曽地域振興局 商工観光課	〒397-8550 木曽郡木曽町福島2757-1	0264-25-2228
松本地域振興局 商工観光課	〒390-0852 松本市大字島立1020	0263-40-1932
北アルプス地域振興局 商工観光課	〒398-8602 大町市大字大町1058-2	0261-23-6523
長野地域振興局 商工観光課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686の1	026-234-9527
北信地域振興局 商工観光課	〒383-8515 中野市大字壁田955	0269-23-0219

お取引のある県内金融機関

八十二銀行、長野銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ信託銀行、北陸銀行、長野信用金庫、松本信用金庫、上田信用金庫、諏訪信用金庫、飯田信用金庫、アルプス中央信用金庫、長野県信用組合、長野県信用農業協同組合連合会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫

※ 県経済金融対策会議参加金融機関（ご対応できない金融機関もありますのでご注意願います。）

最寄りの商工会

長野県商工会連合会	〒380-0936 長野市大字中御所岡田町131番10	026-228-2131
-----------	-----------------------------	--------------

最寄りの商工会議所

長野商工会議所	〒380-0904 長野市鶴賀七瀬中町276	026-227-2428
松本商工会議所	〒390-0811 松本市中央一丁目23-1	0263-32-5355
上田商工会議所	〒386-0024 上田市大手一丁目10-22	0268-22-4500
飯田商工会議所	〒395-0044 飯田市常盤町41	0265-24-1234
岡谷商工会議所	〒394-0021 岡谷市郷田一丁目4-11	0266-23-2345
諏訪商工会議所	〒392-0023 諏訪市小和田南	0266-52-2155
下諏訪商工会議所	〒393-0087 諏訪郡諏訪郡下諏訪町西鷹野町4611	0266-27-8533
須坂商工会議所	〒382-0091 須坂市立町1278-1	026-245-0031
伊那商工会議所	〒396-8588 伊那市中央4605-8	0265-72-7000
塩尻商工会議所	〒399-0736 塩尻市大門一番町12-2	0263-52-0258
小諸商工会議所	〒384-0025 小諸市相生町三丁目3-12	0267-22-3355
信州中野商工会議所	〒383-0022 中野市中央一丁目7-12	0269-22-2191
駒ヶ根商工会議所	〒399-4115 駒ヶ根市上穂栄町3-1	0265-82-4168
大町商工会議所	〒398-0002 大町市大町2511-3	0261-22-1890
茅野商工会議所	〒391-0002 茅野市塚原一丁目3-20	0266-72-2800
佐久商工会議所	〒385-0051 佐久市中込2976-4	0267-62-2520
飯山商工会議所	〒389-2253 飯山市飯山福寿町2239-1	0269-62-2162
千曲商工会議所	〒387-0011 千曲市杭瀬下三丁目9	026-272-3223

保証協会

長野県信用保証協会	〒380-0838 長野市大字南長野県町596の5	026-234-7680
-----------	---------------------------	--------------

団体中央会

長野県中小企業団体中央会	〒380-0936 長野市大字中御所岡田町131の10	026-228-1171
--------------	-----------------------------	--------------

公益財団法人 長野県中小企業振興センター

長野県よろず支援拠点	〒380-0928 長野市若里一丁目18番1号	026-227-5875
マーケティング支援センター	長野県工業技術総合センター 3F	026-227-5013